

国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度 (J-クレジット制度) 基本文書の改定案について (概要)

環境省大臣官房環境経済課市場メカニズム室

令和7年7月7日

1. 制改定の対象

- A) 方法論 EN-S-040 (ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートの使用) Ver.4.3 (案)
[Ver.4.2 を Ver.4.3 に改定]
- B) 方法論 IN-006 (CO₂ 吸収型コンクリートの使用) Ver.1.0 (案) [新規制定]
- C) 方法論 IN-007 (バイオ炭使用型コンクリートの使用) Ver.1.0 (案) [新規制定]
- D) 方法論 AG-001 (家畜へのアミノ酸バランス改善飼料の給餌) Ver.5.0 (案) [Ver.4.3 を Ver.5.0 に改定]

2. 改定の背景

今般、J-クレジット制度に関連する状況等の動向を踏まえ制度を改善するため、今回意見公募対象とした基本文書について制改定の検討がなされ、制改定案を作成したところ。

3. 改定の要点

- (1) 「1. 改定の対象」の A における、土木構造物の定義の変更等
 - ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートを使用する先となる「土木構造物」の定義として、これまで、公式性の高い定義として「工事实績情報システム (コリンズ) に登録された土木構造物」を用いてきたが、この定義では公共工事が主対象となりカバーされない土木建設も多いため、カバレッジがより広い「建設業法第 3 条に拠り同法別表第一の「土木工事業」の許可を受けた者により施工された土木構造物」に変更する。
 - 本方法論に基づくプロジェクトの実施者となるコンクリートの使用者は、「そのような発注を行い、当該建築物又は土木構造物の建築主/発注者/施主となる」者であること、また、そのようなコンクリート使用者が排出削減量をクレジット化するため、当該コンクリート若しくはその材料となるセメントを製造・供給した者、又は当該建築物・土木構造物を施工した者が、当該排出削減の環境価値を二重に主張はできないことを、改めて注記する。
- (2) 「1. 改定の対象」の B における、CO₂ 吸収型コンクリートの使用による CO₂ 固定量を評価する方法論の新規策定
 - 日本国温室効果ガスインベントリに CO₂ 固定量が記載されている環境配慮型コンクリートのうちバイオ炭使用型コンクリートを除くコンクリート (CO₂ 吸収型コンクリートと称する) を、建築物の建築又は土木構造物の建設において使用することによる CO₂ 固定量を評価する方法論を、新規策定する。
 - プロジェクト実施後 CO₂ 固定量は、CO₂ 固定係数 (コンクリート単位使用量あたりの CO₂ 固定量) を用いて算定し、CO₂ 固定係数は、当該コンクリート自体について直接測定するか、

当該コンクリートに用いられる CO₂ 固定材（CO₂ 由来炭酸塩等）について測定された固定炭素量から算定する。これらの測定は、日本産業規格（JIS）その他の適切な規格に基づいて行わなければならないが、適切な測定規格が施行されておらず、しかし環境省資料「温室効果ガス排出量及び吸収量算定方法の詳細情報」に製造者・製品毎の CO₂ 固定係数が記載されている場合は、当該資料記載の該当する係数を用いてもよいこととする。

- CO₂ の回収・供給及び運搬、CO₂ 固定材の原料運搬及び製造・運搬、CO₂ 吸収型コンクリートに特有の製造工程（CO₂ 吸収のための設備の使用、CO₂ 固定に必要な混和材の製造など）による排出量を、プロジェクト実施後固定量から控除して、純固定量すなわちクレジット認証量を算定することとする。
 - 本方法論に基づくプロジェクトの実施者となる CO₂ 吸収型コンクリートの使用者は、「そのような発注を行い、当該建築物又は土木構造物の建築主／発注者／施主となる」者であること、また、そのようなコンクリート使用者が固定量をクレジット化するため、当該コンクリートに用いられる CO₂ 又は CO₂ 固定材に固定される CO₂ を排出した者、当該コンクリートに用いられる CO₂ 又は CO₂ 固定材を回収・供給・製造した者、当該コンクリートを製造・供給した者、又は当該建築物・土木構造物を施工した者が、当該 CO₂ 固定の環境価値を二重に主張はできないことを、注記する。
 - 本方法論の対象となるコンクリートが、方法論 EN-S-040（ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートの使用）が定めるベースラインのコンクリートよりも少量のポルトランドセメントの使用したものになる場合、それによる排出削減量を算定して CO₂ 固定量に加えられることとし、その排出削減量の算定条件・方法（方法論 EN-S-040 に準ずるもの）を附属書 A に定める。
- (3) 「1. 改定の対象」の C における、バイオ炭使用型コンクリートの使用による CO₂ 固定量を評価する方法論の新規策定
- 日本国温室効果ガスインベントリに CO₂ 固定量が記載されているバイオ炭使用型コンクリートを、建築物の建築又は土木構造物の建設において使用することによる CO₂ 固定量を評価する方法論を、新規策定する。ただし、対象となるバイオ炭使用型コンクリートは、長期（約 100 年）以上の CO₂ 固定が可能と考えられる 30MPa（30N/mm²）以上の圧縮強度で製造されたものに限ることとする。
 - プロジェクト実施後 CO₂ 固定量は、CO₂ 固定係数（コンクリート単位使用量あたりの CO₂ 固定量）を用いて算定し、CO₂ 固定係数は、バイオ炭使用型コンクリートの場合、バイオ炭について測定された固定炭素量から算定する。これらの測定は、日本産業規格（JIS）その他の適切な規格に基づいて行わなければならない。
 - バイオ炭の原料運搬及び製造・運搬、バイオ炭使用型コンクリートに特有の製造工程（バイオ炭混入のための特別な設備の使用、混練時間の追加など）による排出量を、プロジェクト実施後固定量から控除して、純固定量すなわちクレジット認証量を算定することとする。
 - 本方法論に基づくプロジェクトの実施者となるバイオ炭使用型コンクリートの使用者は、「そのような発注を行い、当該建築物又は土木構造物の建築主／発注者／施主となる」者であること、また、そのようなコンクリート使用者が固定量をクレジット化するため、当該コンクリートに用いられるバイオ炭を供給・製造した者、当該コンクリートを製造・供給した者、

又は当該建築物・土木構造物を施工した者が、当該 CO2 固定の環境価値を二重に主張はできないことを、注記する。

(4) 「1. 改定の対象」の D における、方法論対象への採卵鶏の追加

- 方法論の対象として牛、豚、ブロイラーに採卵鶏を加え、方法論の名称を「家畜へのアミノ酸バランス改善飼料の給餌」に変更する。
- ブロイラーについては、品種ごとの「栄養推奨値」を参照して、それぞれ安全率を考慮して給餌の上限値を定めているところ、採卵鶏については、ブロイラーと同様に、品種ごとの栄養推奨値を参照し、その CP 値に安全率 10%を見込んだ値（栄養推奨値の CP 値の 1.1 倍）を上限値として設定する。またブロイラーと同様に、プロジェクト実施後の 1 日 1 羽当たりの CP の給餌量（重量）が、プロジェクト実施前より増加しないこととする。
- 豚及びブロイラーについては、論文で定められた窒素低減率 R_N を定義し、プロジェクト前後の CP 値の変化量と慣用飼料を用いた場合の排せつ物中窒素量（インベントリ報告書に記載のデフォルト値）から、プロジェクト実施後の排せつ物中窒素量を算定する方法を採用しているところ、採卵鶏については、豚及びブロイラーと同様、次の論文から R_N を定義し、プロジェクト実施後の排せつ物中窒素量を算定する方法を採用する。

齋藤守「ニワトリおよびブタからの環境負荷物質の低減化に関する栄養飼料学的研究の動向」、畜産学会報、Vol. 72, 8 (2001)、117-119 頁

- これまで 2014 年の日本国温室効果ガスインベントリ報告書で示されている値を参考値として記載しているところ、2025 年の日本国温室効果ガスインベントリ報告書では年度ごとに異なるデフォルト値が掲載されているので、最新値 (2023 年度値) を参考値として掲載しつつ、対象となる年度のデフォルト値を参照することを明確化する。また、保守的な算定となる条件の下では、複数年度の算定で単一の値（候補の中での最小値）を用いる事を認める。

4. 施行日

- 「1. 改定の対象」の A~D について、令和 7 年 7 月中の施行を予定。

以上